

2024年11月18日

各位

会社名 日東工器株式会社
代表者名 代表取締役社長 小形 明誠
(コード番号 6151 東証プライム)
問合せ責任者 常務執行役員 IR担当 野口 浩臣
(TEL 03-3755-9970)

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、2024年11月14日付で内部統制報告書の訂正報告書を金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、関東財務局に提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

2022年3月期 内部統制報告書(自2021年4月1日至2022年3月31日)
2023年3月期 内部統制報告書(自2022年4月1日至2023年3月31日)
2024年3月期 内部統制報告書(自2023年4月1日至2024年3月31日)

2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたしました。
なお、訂正箇所には下線 を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価手続を実施した結果、当連結会計年度末現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断する。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないとは判断いたしました。

記

当社の連結子会社である栃木日東工器株式会社(以下「本件子会社」といいます。)において、本件子会社の棚卸資産の額に不自然な増加があることを認識したことを契機に社内調査を行った結果、当社は、2024年8月下旬に、本件子会社における棚卸資産の過大計上とこれに伴う売上原価の過少計上の疑義を認識いたしました。これを受け、2024年9月12日、当社とは利害関係を有しない外部の弁護士が委員長を務め、その他の外部専門家を含む委員で構成される特別調査委員会(以下「本件特別調査委員会」といいます。)を設置し、本件特別調査委員会によって事実関係の調査、本件に類似する事象の有無、調査の結果判明した事実が財務諸表に与える影響の調査、本件の原因分析及び再発防止策の提言、件外調査が実施されました。当社は、2024年11月1日に受領した調査報告書の内容を確認した結果、本件子会社において、2019年9月期から2024年6月期まで、棚卸資産が過大に計上される不適切な会計処理があったことが判明しました。

これを踏まえ、当社は過年度の決算を修正するとともに、2022年3月期から2024年3月期の有価証券報告書、及び2023年3月期第1四半期から第3四半期までの四半期報告書、2024年3月期第1四半期から第3四半期までの四半期報告書、について訂正報告書を提出することといたしました。なお、2020年3月期第2四半期から2022年3月期第3四半期については、財務報告に与える影響が限定的であるため、重要性を勘案し、訂正報告書は提出しないこととしました。

これらの誤りを当社グループの決算・財務報告プロセス及び業務プロセスにおいて発見できなかったことについては、主に下記の内部統制における開示すべき重要な不備があったと認識しております。

(決算・財務報告プロセスにおける開示すべき重要な不備)

(1) 棚卸資産に関する連結決算手続きにつき、異常値を発見すべき比較分析等の手続きがなかったため、異常値を発見できなかった

(本件子会社の業務プロセスにおける開示すべき重要な不備)

(1) 本件子会社における棚卸資産に関連する決算処理につき、業務マニュアルの運用が不十分であり、かつ適切なジョブローテーションを行っていなかったため業務が一部属人化していた

(2) 本件子会社の棚卸資産の評価に関する手続きにおいて、総平均単価計算等の計算の基礎となる数値と計算結果との整合性等を検証する手続きが不十分であったため、不正な評価金額であることを発見できなかった。

(3) 本件子会社において、職務分掌が適切に切り分けられていなかったため、データの改ざんが容易となり、またその発見が困難となった

なお、上記の開示すべき重要な不備につきましては、当該事項の判明が当事業年度の末日後であったため、当事業年度の末日までに、是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、これらの開示すべき重要な不備を是正するために、本件特別調査委員会からの指摘・提言も踏まえ、以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

(決算・財務報告プロセス)

・会社及び本件子会社における在庫推移のモニタリングの強化

(本件子会社における業務プロセス)

・原価計算関連業務の文書化の見直し

・検証手続きの明確化と徹底のための管理職への教育と研修

・本件子会社の職務分掌の適正化

以上